

信州豊かな環境づくり県民会議表彰実施要領

(趣旨)

第1 信州豊かな環境づくり県民会議表彰規程による表彰の実施については、この要領に定めるところによる。

(表彰の対象及び基準)

第2 表彰の候補者は、次に掲げる活動に取り組むものであって、その活動が他の模範となり、推奨できるものであること。

- (1) 公園、道路等の清掃活動、植樹、植栽等の緑化活動、花いっぱい運動その他環境美化に関する活動
- (2) 河川、湖沼の浄化活動
- (3) 自然保護、保全活動
- (4) 優良な省エネルギー技術を活用した取組等の地球温暖化防止活動
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか環境保護・保全に関する活動
- (5) (1)～(5)までに掲げる活動に関する思想、知識の普及、啓発活動

2 対象の活動が5年以上にわたって継続しており、かつ将来にわたって継続する見込みがある場合に表彰の候補者としてすることができる。ただし、信州豊かな環境づくり県民会議（以下「県民会議」という。）会長又は豊かな環境づくり地域会議（以下「地域会議」という。）会長がその活動を特に他の模範となると認める場合は、活動の期間にかかわらず、表彰の候補者としてすることができる。

3 次に該当するものは、表彰の候補者となることはできない。

- (1) 県民会議、地域会議及び一般団体等の構成員が団体である場合におけるその団体に所属する個人
- (2) 過去に本表彰を受けたもの
- (3) 本表彰の対象となる活動を営利、営業の目的又は職務として行うもの（県民会議会長又は地域会議会長が特に推薦するものを除く）。

第3 表彰の候補者の推薦は、次の者が行う。

- (1) 県民会議会員及びその構成員並びに一般団体等において特に必要と認めるものの推薦は、会員の長が行う。
- (2) 地域会議会員及びその構成員並びに一般団体等についての推薦は、地域会議会長が行う。

2 表彰の候補者が団体である場合には、次の書類を添えて推薦する。

- (1) 推薦書（様式1）

- (2) 団体の規約、会則等
- (3) その他審査の参考となる資料

3 表彰の候補者が個人である場合には、次の書類を添えて推薦する。

- (1) 推薦書（様式2）
- (2) その他審査の参考となる資料

（審査委員会）

第4 審査委員会は、会長、副会長をもって構成し、第3の規定により提出された推薦書類等に基づき表彰者の選考を行う。

（補則）

第5 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成6年4月27日から実施する。

附 則

この要領は、平成9年9月9日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年12月28日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年12月21日から実施する。